

# 平成 31 年度の主な税制改正について

## 個人所得課税

### 1 住宅ローン控除が拡充されました。

(1) 消費税率 10%が適用される住宅取得等について、控除期間が 3 年間延長されました。

[ 現行 10 年 ⇒ 13 年 ]

(2) 11 年目以降の 3 年間については、消費税率 2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限が設定されます。

具体的には、以下の①と②のいずれか少ない金額が控除されます（一般住宅・認定住宅）。

① 住宅借入金等の年末残高×1%

② 住宅取得価額(税抜)×2%÷3

(3) 適用期間は、2019 年 10 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までとなります。

### 2 森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、国内に住所を有する個人に対して年額 1,000 円を課税されることとなります。

(1) 森林環境税は、2024 年度から年額 1,000 円となります。

(2) 森林環境譲与税は、上記(1)の課税に先行して 2019 年度から譲与が開始されます。

### 3 ふるさと納税制度が見直しされました。

過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外にすることができるよう、制度の見直しが行われました。

具体的には、以下のいずれの条件も満たす都道府県が対象となります。

① 返戻品の返戻割合を 3 割以下とすること

② 返戻品を地場産業とすること

※ 適用時期は、2019 年 6 月 1 日以後に支出された寄附金について適用されます。

### 4 子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置が講じられました。

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下である「ひとり親」に対し、個人住民税を非課税とする措置が講じられました。

※ 適用時期は、2021 年度以後の個人住民税について適用されます。

### 5 源泉徴収及び確定申告における配偶者に係る控除の適用が見直されました。

(1) 給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者（所得金額 85 万円以下）に係る控除は、夫婦のいずれか一方しか適用できないこととなりました。

【改正前：源泉徴収段階】

・年金所得者である夫が「扶養親族等申告書」を提出し、配偶者に係る控除の適用を受け、給与所得者である妻が「扶養控除等申告書」を提出し、配偶者に係る控除の適用を受けることが可能でした。

【改正後：源泉徴収段階】

・夫又は妻のいずれか一方しか控除の適用は受けられなくなりました。

(2) 居住者の配偶者が、公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象者に係る控除を受け、かつ、公的年金等に係る申告不要制度の適用を受ける場合には、その居住者は、確定申告において配偶者特別控除の適用ができないこととなりました。

【改正前：年末調整・確定申告段階】

・年金所得者である妻が「扶養親族等申告書」を提出し、配偶者に係る控除の適用を受け、「公的年金の申告不要制度」により確定申告書を提出しない場合で、給与所得者である夫が確定申告で配偶者特別控除の適用を受けることは可能でした。

【改正後：年末調整・確定申告段階】

・妻が「扶養親族等申告書」を提出し、配偶者に係る控除の適用を受け、「公的年金の申告不要制度」の適用を受ける場合には、夫は配偶者特別控除の適用は受からないこととなりました。

※ 適用時期は、2020年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに2020年分以後の所得税について適用されます。

## 資産課税

### 1 個人事業者の事業承継制度の創設等がされました。

新たな個人事業者の事業承継税制が、10年間の時限措置として創設されることとなりました（現行の事業用小規模宅地特例との選択適用となります。）

イ 認定相続人が、2019年1月1日から2028年12月31日までの間に、相続により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定存続人が納付すべき

相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予するものです。

ロ 事業用の土地、建物、機械等について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額が納税猶予されます。

ハ 法人の事業承継税制に準じた事業承継要件の設定等により制度の適正性が確保されます。

ニ 業種としては、不動産貸付業と風俗営業等以外は基本的に対象となります。

ホ 小規模宅地特例、農地等の納税猶予制度との併用はできません。

### 2 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置が見直しされます。

(1) 教育資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定や用途の見直し等を行う一方、30才以上の就学継続には一定の配慮を行い、適用期限が2年間延長されます。

- ・受贈者の所得制限が定められ、2019年4月1日以後に拋出される場合は、合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用が受けられなくなりました。
- ・2019年7月1日以後に支払われる教育資金について、23歳以上の方の教育資金の範囲から、お稽古事や習い事は対象外とされました。
- ・30歳になった時点で学校等に在学し、又は教育訓練を受講している場合には、残高があっても贈与税は課税されないこととなりました。(ただし、40歳になった場合は残額に対して贈与税が課税されます。)
- ・贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与については、相続開始時点における残高を相続財産に加算されることとなりました。

(2) 結婚子育て資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定を行い、適用期限が2年間延長されます。

- ・信託等をする日の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用を受けることができなくなりました。
- ・適用時期は、2019年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税から適用されます。

### 3 NISA 制度の要件が一部緩和されました。

改正前には、海外転勤等で一時的に出国される方については、NISA口座で保有している商品は、課税口座に払い戻されていましたが、改正後は、継続適用届出書を提出した場合には、引き続きNISA口座を利用することができることとなりました。

※ 適用時期は、2019年4月1日以後に出国をする居住者等について適用されます。

### 4 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等について見直しが行われました。

(1) 特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除外されました。

(2) 事業承継制度(納税猶予制度)の適用を受ける場合には、本特例の適用を受けることはできません。

※ 適用時期は、2019年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税に適用されます。

### 5 民法(相続関係)改正に伴い、新たに創設された配偶者居住権や特別寄与料に対する課税など相続税等について所要の改正が行われました。

(1) 配偶者居住権(配偶者が居住していた被相続人所有の建物について、遺産分割等により、終身又は一定期間、配偶者がその建物の居住できる権利)等の評価方法が定められました。

(2) 特別寄与料(被相続人の療養看護等を行った相続人等以外の親族が、相続人に対して支払い請求できる金銭)を、遺贈により取得したものとみなし、相続税の課税対象とされました。

また、特別寄与料を支払う相続人の課税価格からその額が控除されることとなりました。

※ 原則として2019年7月1日施行。配偶者居住権に関する規定は、2020年4月1日施行。

### 6 所有者不明土地に係る譲渡所得等の特別控除が拡充されました。

所有者不明土地(所有者が謄本で直ちに判明しないもの又は判明しても連絡がつかない土地)について、収用があった場合には、その所有者は収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除が適用されることとなりました。

※ 適用時期は、2019年6月1日以後に行う譲渡について適用されます。

## 7 空き家に係る譲渡所得の特別控除の要件が拡充されました。

改正前は、亡くなる前に一定期間老人ホームに入居して、すでに空き家になっていた家屋は特例を受けられませんでした。改正後は、一定の要件を満たせば老人ホームに入居してから相続を迎えた空き家についても、3,000万円控除が受けられることになりました。

※ 適用時期は、2019年4月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用されます。

## 法人課税

### 1 イノベーション促進のための研究開発税制が見直しされました。

(1) オープンイノベーション型について、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究等を対象に追加するとともに、控除上限を法人税額の10%（現行5%）に引き上げられました。

※一定の研究開発型ベンチャー企業との共同研究・委託研究に係る税額控除率については、25%とされます。

(2) 総額型について、増加インセンティブの強化の観点から控除率を見直すとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限を法人税額の40%（現行25%）に引き上げることとされました。

(3) 高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の控除率を割増しする措置を講じた上で、高水準型が総額型に統合されました。

### 2 中堅・中小企業による設備投資等の支援について、以下の改正が行われました。

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業向け投資促進税制の延長が行われました。

(2) 地域未来投資促進税制について、高い付加価値創出に係る要件を満たす場合に特別償却率を50%（現行40%）、税額控除率を5%（現行4%）に引き上げる等の見直しが行われました。

(3) 中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえて事前防災を促進する観点から、事業継続力強化計画（仮称）に基づく防災・減災設備への投資に係る特別償却制度が創設されました。

### 4 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系が構築されました。

(1) 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、地方法人課税における新たな偏在是正措置が講じられました。

(2) 具体的には、消費税率10%段階において復元後の法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税とするとともに、その全額を都道府県に対し、特別法人事業譲与税として、人口を譲与基準（不交付団体

に対する譲与制限あり）とし譲与されます。

※特別法人事業税は、2019年10月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

### 4 その他

(1) 保険会社等の異常危険準備制度について、火災保険等に係る特例積立率が6%（現行5%）に引き上

げられました。

- (2) 医師の勤務時間短縮や、地域医療体制の確保、高額医療機器の共同利用の推進等効率的な措置の促進といった観点から、医療用機器の特別償却制度の拡充・見直しが行われました。

## 消費課税

### 1 車体課税の見直しが行われました。

- (1) 2019年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率が引き下げられました。
- (2) 自家用乗用車（登録車）に係る環境性能割の税率等の適用区分が見直されました。
- (3) 環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象が、電気自動車等に限定されました。なお、消費税率引上げに配慮し、2021年4月1日以後に新車新規登録等を受けた自家用乗用車（登録車及び軽自動車）から適用されます。
- (4) エコカー減税（自動車取得税・自動車重量税）の軽減割合等が見直されます。政策インセンティブ機能の強化の観点から、自動車重量税のエコカー減税について、1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化されました。
- (5) 自動車税の恒久減税により生じる地方税の減収のうち、地方税の見直しによる増収により確保できない分について、以下の措置により全額国費で補填されることとなりました。
  - イ エコカー減税（自動車重量税）の見直し（前掲）
  - ロ 自動車重量税の譲与割合の段階的引き上げ
  - ハ 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲
- (6) 平成31年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能交付金に係る交付率が見直されました。
- (7) 自動車取得時の負担感を緩和するため、2019年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用自動車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率が1%分軽減されます。これによる地方税の減収は、全額国費で補填されます。

### 2 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性が向上しました。

臨時の販売場での免税販売が認められました。

## 国際課税

### 1 BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを踏まえた対応が行われました。

- (1) 過大支払利子税制について、利子の損金算入限度額の算定方法の見直し等により、税源浸食リスクに応じて利子の損金算入制限が強化されました。
- (2) 移転価格税制について、独立企業間価格の算定方法としてディスカウント・キャッシュ・フロー法を加えるとともに、評価困難な無形資産取引に係る調整措置が導入されました。

## 納税環境整備

### 1 経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備が行われました。

仮装通貨取引等、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、現行実務上行われている事業者等に対する任意の照会について税法上明確化するとともに、高額・悪質な無申告者等の情報について国税当局が事業者等に照会する仕組みが整備されました。

## その他

### 1 暫定税率等の適用期限の延長等

2019 年度末に適用期限の到来する暫定税率（411 品目）の適用期限を 1 年間延長する等の措置が講じられました。

### 2 個別品目の関税率等の見直し

個別品目の関税率等が見直されました。